

2024年（令和6年）5月13日

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2F

一般社団法人日本少額短期保険協会

会長 渡邊 圭介 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕間瀬・鈴木法律事務所

弁護士鈴木 尉久

TEL 078-351-1669 FAX 078-351-1667

依頼書

当法人は、貴協会に対し、2023年（令和5年）5月12日付質問書及び2023年（令和5年）9月12日付再申入書を送付させていただいたところ、令和5年10月31日付「各社対応状況の報告と再申入書に対する回答書」（以下、「本件回答書」と言います。）により、貴協会から上記質問書及び再申入書に対するご回答をいただきました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、貴協会からの本件回答書を検討しましたところ、さらに質問したい事項がございます。また、追加の資料提供についてもお願いしたいものがございます。

そこで、当法人は、貴協会に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、以下のとおり依頼をする次第です。本依頼書に対する貴協会のご回答は、本書到達後2か月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきたい存じます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

- 1 本件回答書第1項「広告に関する各社の対応について」の「(1)各社の対応状況について」で言及されている、広告の改訂等を行ったという14社の広告の実物を、改訂前と改定後のそれぞれにつき、ご提供いただきたいと存じます。また、あわせて特段の対応が不要であったという3社の広告の実物についても、ご提供いただきたいと存じます。
- 2 本件回答書第2項「9月12日付貴法人からの再申入れ事項について」の「『1』の自動更新条項について」で言及されている、自動更新条項付帶契約について保険期間満了前にお客様に対して送付しているという「更新の意向確認に関する満期案内」の書式（各社が使用している実物）を、ご提供いただきたいと存じます。
- 3 繰り返し申し上げているとおり、当法人は、いわゆる認知症更新事態、すなわち、自動更新の場合、消費者が、保険期間満了時において、高齢化に伴う認知症、MCIその他の認知機能の衰えにより、保険契約の終了・継続の判断を適切になし得ないときでも、保険契約が更新されたという扱いを受ける事態が生じることを問題視しています。

そこでお伺いしますが、貴協会は、自動更新の場合に認知症更新事態が生じることについて、肯定的に評価されているのでしょうか、それとも否定的に評価されているのでしょうか。

貴協会のこれまでの回答を拝見する限りでは、当法人と貴協会とが共通の基盤の上に立った対話が可能なのか疑義がありますので、貴協会における認

知症更新事態に対する当否又は是非の判断につき、端的なご回答をいただきますようお願い致します。

4 本件回答書第2項「9月12日付貴法人からの再申入れ事項について」の「『1』の自動更新条項について」で言及されている「うっかり更新忘れ」について、「うっかり更新忘れ」の事態による消費者からの苦情の実例、回数等や、「うっかり更新忘れ」の事態の発生頻度、「うっかり更新忘れ」の事態の回避に関する消費者ニーズを示すアンケート結果など、「うっかり更新忘れ」に関する事実的あるいは統計的な資料をご提供くださるとともに、その資料に基づき自動更新条項の導入が必要であることをご説明いただきますようお願い致します。

5 保険分野においては、生命保険協会が「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」、日本損害保険協会が「高齢者に対する保険募集のガイドライン」をそれぞれ策定し、加盟各社に対して、高齢者への勧誘に関する指針を示していますが、貴協会は、このような高齢者を対象とする保険勧誘に関して、ガイドラインを策定していますか。もし策定済みであれば、そのガイドラインをご提供くださるようお願い致します。もし今後策定の予定があるならば、その策定に向けたスケジュールをご教示くださるようお願い致します。

6 独占禁止法の問題についての反論

本件回答書3頁では、「当協会が主導して会員会社に対して自動更新条項を含む約款を用いないことを指導することは、独占禁止法第8条の事業者団体の禁止行為に抵触する可能性があり、そもそも適切ではない」とされています。

しかしながら、貴協会が会員会社に対して自動更新条項を含む約款を用いないようを指導することは、①消費者保護及び取引の公正確保という正当な社会公共的目的に基づく合理的な規制であり、②事業者間で不当に差別的ではなく、構成事業者に強制力を及ぼすものでもないので、独占禁止法8条の事業者団体の禁止行為に抵触するものではありません。その詳細は以下の通りです。

(1) ここで問題となる行為類型は独占禁止法8条4号であるところ、同号に抵触するには「不当に」という弊害要件（「公正競争阻害性」と同義であるとされています）を満たすことが必要です。

「公正競争阻害性」ないし「不当に」の要件は、独占禁止法1条に規定された「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という同法の究極の目的に反しない場合には、満たされないことになるところ、本件のような自動更新条項の不使用の推奨は、一般消費者の利益を確保するための措置であるため、「公正競争阻害性」ないし「不当に」の要件が欠け、独占禁止法8条4号に該当することはありません。

(2) 今回当法人が求めているのは「指導」であり、「指導」は「自主規制」よりも強制力が強くはありませんから、事業者団体が行う構成事業者の商品・役務の品質等に対する「自主規制」につき公正競争阻害性が認められない場合には、当然、「指導」にも公正競争阻害性は認められないことになります。

この点、商品・役務の品質等に対する「自主規制」については、それが社会公共的目的に基づき合理的に必要とされるものであって、需要者の利益を不当に害さないものは、事業者間で不当に差別的でない限り、正当化理由が認められ、独占禁止法上問題とならないとされています（事業者団体ガイドライン7－6）。したがって、当法人が求める「指導」に公正競争阻害性がないことは明らかです。

(3) 事業者団体による規制が独占禁止法に違反しないとされた裁判例として岡山地裁平成4年1月28日判決・審決集39巻737頁¹、東京地裁

¹ 狂犬病の集合注射は県が獣医師会に委託して獣医師会の統制下で行われ、獣医師会が県知事の承認を得た推薦基準に基づいて推薦し、県知事が選任した指定獣医師のみに行わせるという規制が、集合注射業務に従事する獣医師として当然具備すべき要件を定めている限り、独占禁止法8条4号の不当な制限にあたらないとされたもの。

令和3年3月30日判決・判タ1499号202頁²があります。また、公正取引委員会の相談事例集平成18年度5番³、及び「事業者団体の活動に関する主要相談事例」（平成14年3月）31番⁴も参照されるべきです。

したがって、貴協会の独占禁止法に関するお考えは、自動更新条項を含む約款を用いないようになるとが認知症更新事態の回避等の消費者保護に資することからすれば誤りであり、当法人の申入れを拒む根拠とはなりえません。

以上

² パチンコ遊技機及びパチスロ遊技機の販売業者の事業者団体が、組合員である販売業者に対して、法令改正によって設置できることとなった遊技機の計画的な撤去を目的として撤去計画に従う旨の誓約書を提出しないパチンコ等遊技場経営者に対しては中古遊技機の設置に必要な保証書作成等を拒絶するよう要請したことは独占禁止法8条5号にあたらないとされたもの。

³ 二輪車用品メーカー及び販売業者の団体が、会員が製造する二輪車用マフラーについて排気音の上限規制を自主規制で設定し、当該自主基準を満たさない二輪車用マフラーの製造を禁止し、輸入販売を制限する旨を取り決めて遵守させる行為（二輪車メーカー及びユーザーは公道において使用する際の排気音の上限が法令で定められていたが、二輪車用品メーカーと販売業者には規制がなされていなかった）について、上記記載の事業者団体ガイドラインに照らして、会員事業者が自主基準の遵守を義務付けられたとしても直ちに独占禁止法上問題となるものではないとされたもの。

⁴ レジ袋の製造業者の団体が、法令に違反せず、かつ、直ちに人体の健康や環境に悪影響を及ぼすものではないが微量ながら重金属を白色系に比較して多く含む茶色と黄色の顔料の使用を、環境保護とリサイクル促進の観点から自粛することとしたことは、強制にわたらない限り問題ないとされている。